

●●●広報●●●

ふるびら

入学・入園おめでとう！



古平小学校



古平中学校



余市養護学校



幼児センター

■4月は入園式・入学式のシーズン…初々しさいっぱい

子どもたちは、これから始まる新たな環境での生活にちょっと緊張している様子でしたが、真っすぐに前を見つめている真剣なまなざしは期待と希望に満ちあふれていました。

今月の主な内容

- ◆まちの予算……………2 P
- ◆町政執行方針……………4 P
- ◆光ブロードバンド……………15 P
- ◆町職員・教職員の紹介……………18 P

2012[平成24年]

5月号

No.438

まちの予算

～平成24年度 一般会計・特別会計当初予算～



総額 39億1,430万円
(前年比2億3,180万円増)

- ・ 一般会計予算 **31億1,200万円** (前年比 2億3,300万円増)
- ・ 特別会計予算 **8億 230万円** (前年比 120万円減)

一般会計及び特別会計予算総括

区分	比較			
	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	比較増減額 (A)(B)	比較増減率 (A)(B)/(B)
一般会計	31億1,200万円	28億7,900万円	2億3,300万円	8.1%
国民健康保険事業特別会計	2億3,600万円	2億4,300万円	△700万円	△2.9%
後期高齢者医療特別会計	6,450万円	6,200万円	250万円	4.0%
簡易水道事業特別会計	1億8,900万円	1億8,000万円	900万円	5.0%
公共下水道事業特別会計	2億7,200万円	2億8,000万円	△800万円	△2.9%
介護保険サービス事業特別会計	4,080万円	3,850万円	230万円	6.0%
合計	39億1,430万円	36億8,250万円	2億3,180万円	6.3%

平成24年度の主な建設事業(一般会計)～500万円以上の事業

- 高齢者複合施設整備事業 **1,660万円**
・・・古平高校跡(2～3階)を高齢者住宅として再利用するための実施設計費
- 産地水産業強化支援事業 **1,420万円**
・・・古平漁港の中央埠頭に荷捌施設を整備するための実施設計費
- 町道小学校通線道路改築事業 **7,010万円**
・・・新小学校校舎の整備に伴い通学路の拡幅と歩道造成のための工事費
- 町道清丘1号線道路改築事業 **9,120万円**
・・・新小学校校舎の完成に伴い路線が変更となるための道路工事費
- 防災行政無線整備事業(同報系) **650万円**
・・・平成25年度に整備予定の防災行政無線(同報系)の実実施設計費
- 古平小学校整備事業 **3,699万円**
・・・新校舎裏やグラウンドの芝張などの工事費
- 多目的運動広場整備事業 **2億6,204万円**
・・・旧小学校校舎を解体し、多目的運動広場を整備するための工事費
- 海洋センター施設施設更新事業 **2,015万円**
・・・老朽化しているプールの改修工事費

これ以外の予算の使われ方については、同時に配布されている「まち(役場)の仕事&第5次総合計画実施計画 平成24年度版」をご覧ください。

平成24年度 町政執行方針(抜粋)



町政執行方針を述べる本間町長

I 予算編成方針について

【一般会計予算、8年ぶりに30億円の舞台に】

平成24年度予算の編成方針について申し上げます。

平成22年度では前年度に引き続き基金の取り崩しを行わずして決算を了したところであり、財政の健全化を示す4つの指標もクリアして早期健全化基準及び財政再生基準を下回る結果となりましたが、歳入の約5割を地方交付税に大きく依存している中であつて、臨時財政対策債を含めた平成23年度の交付税は、対前年比4、600万円の減と厳しい結果となり、今後においては古平小学校改築事業を含めた大型事業の公債費も影響してくることから、各比率

が徐々に上昇すると推測されるのであります。このように依然として地方交付税頼みで自主財源の乏しい本町としては、国の情勢によつて大きく状況が変わつてくることから、本質的な財政基盤の脆弱さは解消されるものではなく、今後も財政健全化の維持に努めるべく、「第2次古平町行財政構造改革プラン」を実行するものであり、当該プランの中期財政収支では平成26年度から財政調整基金の取り崩しが想定されるのであります。従いまして、平成24年度の予算編成にあつては今後の財政運営、第5次古平町総合計画及び多様化する事務事業の実行を勘案しつつ、限られた財源で最大限の結果が求められていることから、最も効率的で効果的な行政運営となるべく、取り組んだところであります。

その結果、平成24年度の一般会計と5特別会計との合計予算額は、39億1、430万円と対前年当初比6・3%増となり、一般会計予算では小学校改築関連事業も当初予算計上されたことから、8・1%増の31億1、200万円となつて当初予算比較では8年ぶりに30億の舞台に乗つたところであります。また国保会計では国保税の減収などで予備費を減額したことで2・9%減の2億3、600万円に、後期高齢者医療特別会計は4・0%増の6、450

万円に、簡易水道事業特別会計は公債費の伸びに伴う基金の繰り入れなどで5・0%増の1億8、900万円に、また公共下水道事業特別会計は、逆に公債費が減少したことによつて2・9%減の2億7、200万円に、そして介護保険サービス事業特別会計につきましては、各種サービス事業の伸びで6・0%増の4、080万円となつたところであります。尚、一般会計から5特別会計への繰出金の総額は、対前年度比7・0%増の3億1、112万円となり、介護保険サービス事業特別会計を除くすべての特別会計で増額となつております。特に簡易水道事業特別会計が、平成18年度から実施した施設整備に伴う公債費(借金の償還)の増加によるものです。

II 産業振興施策について

1 漁業の振興について
【磯焼け対策と衛生管理型漁港の推進】
本町地域における漁獲高は、平成20年(暦年)には数量・金額ともに一旦回復したものの以後2年間はともにも下降線を辿りましたが、平成23年の漁獲量は20年の1・2倍と大きく上回るも金額では1億4千万円ほど少ない13億4千8百万円となりました。最低であつた昨年よりは1億九千万円ほど伸ばしており、内容的にはホッケの回復やタコの値戻し更にはマダラの好漁が大きな要因であります。エビの不振が少し気になる場所であるものの、これも含めて今後とも水揚げが好調に推移し、

これまで、本町の産業は常に大きなうねりの中で大転換を余儀なくされ、時には挫折を繰り返しながらも互いに努力し、それを乗り越えてきた経過がありますが、漁業にあつては200海里法制定を境に衰退が始まり、水産加工業においては上昇気流に乗つたものの、現在のグローバル経済の中にあつて大苦戦を強いられている状況にあります。近年、漁業にあつては漁獲量の減少が続い

漁業所得の向上と漁協の再建に繋がっていくことを期待しております。

直轄事業のマイナス5m岸壁は昨年から実施して今年度残りの部分を継続して実施する予定であります。今後の整備計画につきましても本町の基幹産業としての漁業振興のために着実に進めて参る所存であります。尚、今年度は衛生管理型漁港を目指す第1歩であり、荷捌所建設に係る実施設計費を予算計上しておりますので宜しくお願いを申しあげます。

また、本町独自の予算としては従来からの事業については継続して行つて参ることとし、新規事業としては磯焼け対策調査事業及びヒラメ稚魚放流事業に対する補助を行つて参りたいと考えております。

2 水産加工業の振興について

【食の安全・安心への配慮と地産地消の取組の推進】

福島原発事故による放射能汚染が今やあらゆる分野で問題となつており、特に食糧については過度にも思えるような反応を示して大変厳しい現状にある中、経済全体が低迷しながらも国民の消費志向は高低両極端に偏る傾向が如実になつてきており、本町の加工製品をどう位置づけて行くのか、水産加工業を巡る環境は益々厳しく試練は当分の間続くものと思われませんが、これまでも試行錯

誤しながら創意工夫を重ねてPRをし、事業者の皆様にも新製品の開発を進めていただいているところであります。今後においても尚一層食の安全・安心に留意しながら、消費者の信用・信頼を得ながら市場経済的確な状況の把握に努め、更なる創意工夫を重ねて頑張つていただきたいと思つているところであります。町としても地産地消に取り組みとともに、観光面や食の安全面においても関係機関と連携を密にし、振興を図つて参る所存であります。

3 農業の振興について

【森林整備の推進】

我が国の農業を巡る情勢はTPP問題が大きく波紋を広げており、特に北海道農業については、先ほど申し上げたとおり今後の進展次第では根幹を揺るがしかねない大きな問題であり、しっかりと注視していかなければならないと思つており、情報の収集にも努力して参ります。

民主党政権が食料自給率向上を図る目的で、平成22年度から実施している農家個別所得補償事業につきましては、本年度も引き続き実施されることとであり、制度の詳細については今後国から示される予定であります。また、弱体化している農業は今申し上げましたTPP問題など難問が山積しており、関係機関と

綿密な連携を図りつつ、農業経営の正常化に向け対応して参りたいと考えております。こうして本町の農業も時代の変遷とともに様々な荒波に揉まれながらも今日に至つておりますが、昭和30年代の初頭には畜産の振興を図るべく黒毛和牛の導入事業を始め、各種施策・制度を駆使して多頭飼育を目指したものの、その時々々の経済情勢によつて経営不振或いは後継者不足がその拡大を阻害してじり貧となつて来た中、先般2月末で本町の黒毛飼養農家はゼロとなつてしまいました。誠に残念であります。誠に遺憾でございました。誠に残念でございました。誠に遺憾でございました。誠に遺憾でございました。

次に林業関係であります。森林環境保全整備事業としてチヨペタン林道・浄水場裏手の町有林の下刈り26・12haを整備し、平成23年4月の森林法の改正により23年度で見直した古平町森林整備計画（10年計画）に基づき、計画的な森林整備を推進して参ります。また、例年実施しております植樹祭は、10月下旬に町営牧場内での実施を予定しております。尚、チヨペタン林道内の法面整備につきましては、小規模林道整備事業により5〜7年程度の計画で毎年整備をして参ります。

次に昨年9月の豪雨災害により発生した林道災害（2か所）に係る平成23年度その他林道チヨペタン線災害復旧工事は、来る3月9日に入札予定であります。先般の補助内示で補助率96・2%の激甚災害並みとなつており、今後国から正式通知が示される予定であります。また、平成22年7月災害によるポン堤の沢の予防治山工事は、昨年から実施して今年度最終工事が予定されており、沢江（角田宅裏山）の予防治山工事につきましても今年度実施予定と伺つております。

4 商工業の振興について

【プレミアム商品券の助成を引続き実施】

昨今の今頃、我が国の経済は地域によつてまだら模様があつたものの徐々に回復の兆しを見せ始めておりましたが、その直後に発生した東日本大震災や原発事故などの未曾有の大災害は、その兆しに冷や水を浴びせるが如く日本経済は急速に冷え込んでしまつたところがあります。特に本道経済の商工基盤は脆弱で、国の動向に対して落ち込みは早く回復が遅いという地域的特徴を有しております。尚、本町の経済にあつては漁業・水産加工業・建設業の振興がターニングポイントを握つており、これら業界の如何によつて本町の活

力に大きな影響を及ぼすことは周知のとおりであります。

昨年は漁業が幾分回復の兆候を見せ、建設業も町の大型事業の発注があつたところであり、今年度においても本町としては比較的大きな事業を予定しており、多少でも振興につながることを期待しております。

また、引き続き商工会に対する運営助成やプレミアム商品券発行事業への助成を行つて参りたいと考えております。

5 観光の振興について

【町内の資源・施設・自然を活用した体験型観光の推進】

昨年の第1四半期での道内観光入込客数がこの1月末に発表されましたが、東日本大震災や原発事故の影響を大きく反映して1、700万人となり、前年同期比79・1%にとどまつたところでありました。ただ、本町の上期総体の入込客数は対前年比26%増の64、750人となりましたが、やはりパークゴルフ場・家族旅行村につきましては、春先の天候不順や長引く経済不況等の要因が重なつて落ち込んだものの、3月に新規オープンした日本海ふるびら温泉「しおかぜ」の評判が良く、好調だったのが増加要因であります。ちなみに2月末の利用者数は65、052人で平成20年度平常時と比較し

て12、843人増となり、心配された冬場の大きな落ち込みもなく推移しており、今後はさらに創意工夫を凝らしながら愛される温泉を目指して参ります。昨年、旧温泉を解体して交流広場も完成しており、以前から申し上げているように今後はこれらを核としながら、町内の様々な資源・施設・自然などを活用した体験型観光を具体的に進めるべく、関係機関と連携しながら観光振興を目指して参ります。

III 生活環境施策について

【置き雪対策の検討】

本町の昨日3月6日現在での降雪量は、前年同期より2m少ない865cm、積雪量では10cm高い163cmとなつており、やはり寒かつたことがわかります。尚、2月末での道路除雪経費は約5、500万円となつており、今年も予算をオーバーする見込みであります。

今年の除雪は置き雪対策ということで、一部の路線でシャッター付プラウの施工と汎用プラウ使用路線での置き雪を少なくする試みを行つており、シャッター付プラウ使用が初年度ということもあり、除雪に携わる方も千差万別かと思いますが、ある程度長所・短所も判明しましたが、これを今後の体制作りを活かし

て参りたいと考えております。またその外、運搬排雪路線であつてもダンブ運搬をせず、投雪による道路幅の確保という手法をとりながら経費の節減を図つておりますが、今冬は20cm以上の降雪日が少ないにも拘らず、例年以上の寒気による路面整理等で出動回数も2月末で24回となり、昨年の21回を上回つたことから予算の補正が必要となつたところであります。今後におきましても町民の方々のご協力は欠かせないものとなつておりますので宜しくお願いを申しあげます。

【小学校校舎完成に伴う通学路や旧校舎跡地に多目的運動広場を整備】

次に道路事業であります。小学校校舎及び屋内体育館の改築工事完了に伴う関連工事として、小学校通線道路改築工事と清丘1号線の道路改築工事を予定しているところであり、これらに係る一連工事として小学校の解体工事と、解体跡地には市街地東部多目的広場の整備工事、更にはグラウンド造成と周辺環境の整備工事も予定しております。また、工事とは別であります。国の補助工事を進めるべく必要な計画であります。住宅関連の住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画、更には都市計画関連の都市計画マスタープランの策定も予定しております。

【老朽水道管の敷設替えと本陣地区に配水管を新設】

次に町民に命の水を供給する簡易水道事業についてであります。石綿管の布設替えにつきましては平成23年度で全部終わらせる予定でありましたが、国の予算枠の減少によつてそれが叶わず、平成24年度において古平漁港内と国道の浜町から沢江方面の一部、それに清丘線の布設替えを予定しており、漏水調査を実施しながら更に有収率の向上を図つて参ります。また、配水管新設事業では、清丘1号線道路改良工事に伴い、本陣地区の管末の解消と水道事故が発生した場合の断水区域を減少させるため、配水管の新設を予定しております。更には8年毎の水道用水量の更新工事も予定しているところであります。

【近隣市町村と廃棄物処理を適正に実施】

次に、北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ処理施設についてであります。去る2月10日に広域連合議会の第1回定例会が開催され、例年のように平成23年4月から12月までの9ヶ月間のごみ焼却施設の運転状況についての報告があり、受け入れごみ量は若干減少したものの、焼却量については休炉日数の減少により、結果として増加となっております。

尚、北後志5町村で選別処理しております北後志リサイクルセンターにおける資源ごみの受け入れ量につきましても3%減となっているとのことであります。

また今回、平成24年度から平成28年度までの新たな「北しりべし廃棄物処理広域連合計画」が策定され、広域連合と構成市町村が北後志地域的一般廃棄物の適正処理に向けて取り組みを引き続き行っていくことを目的としており、本町といたしましても関係市町村と連携調整を図り、今後とも収集・運搬及び最終処分を計画的かつ円滑に進めて参りたいと考えております。尚、本町の向こう15年間の「古平町一般廃棄物処理基本計画」も年度内に仕上げるべく鋭意努力しているところであります。

IV 保健福祉施策について

1 保健予防対策の推進

【健康診断の引き続きの実施と受診率を向上】

先般、町広報3月号の雑感にも載せておりますが、昨年本町では近年になく多くの方々が亡くなられ、その中には比較的若い方が重篤な病や突然発症してというケースが結構見られ、健康診断の重要性が問われた例も少なくありません。今年度においても例年どおりの健診事業を進め

て参りますので、多くの方々の受診を推奨しております。尚、厚生労働省は平成25年度からの次期「国民健康づくり運動プラン」の見直しを進めており、更には5年ごとに見直すこととなっている「がん対策推進基本計画」の検討を進めているところであり、パブリックコメントを踏まえながら6月には閣議決定する見通しであります。

2 地域医療の安定確保について 【エキサイ会古平診療所への運営費と医療機器購入へ補助を実施】

地域医療の確保につきましては、本町唯一の医療機関であります小樽エキサイ会病院付属古平診療所に期待するところが大きく、今年度においても経営安定維持のための運営費補助を行って参る予定であります。が、幸いにも23年度中の機器の補填はなかつたことから、新年度に先送りすることで計上いたしておりますので宜しくお願いを申し上げます。

3 介護保険事業と高齢者対策について

【第5期介護保険事業のスタート・介護保険料の280円の引き上げ】

後志広域連合に移行して早3年が経ち、平成24年度からは第5期介護保険事業がスタートすることになります。平成26年度までの3年間を

計画期間とする第5期介護保険事業計画につきましては、担当者会議、計画策定委員会、広域連合幹事会等で1年以上をかけて協議・検討を重ねてきたところであり、広域連合による介護保険事業スタート時から懸案となつておりました介護保険料の均一賦課については次の第6期に先送りしたものの、保険料率など出来るものから統一を図ることとしながら、去る2月28日から29日に開催された後志広域連合定例議会において当該計画案が承認され、現在、計画書の製本作業を行っている最中でありますので、出来上がつて配布され次第議員皆様のお手元にお届けしたいと思っております。また、当町に係る計画内容については、去る2月17日開催の議員全員協議会でその概要を説明したところでありますが、ご了承願いたいと思っております。最近、道内各地で第5期における介護保険料が、現在より1,000円前後上がつて5,000円台になるとの新聞報道を目にするところであり

ますが、本町においては財政安定化基金や介護給付費準備基金の効果もあり、基準となる第4段階保険料は4,230円に設定され、前期比280円の引き上げで留まつておりますのでご承知おき願います。

【古平高校を高齢者住宅などとして整備】

本町は依然として過疎化が進行している一方で、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯は増加を辿り、この傾向は今後も続くものと推測されていることから、同じく先の議員全員協議会で申上げました古平高等学校の跡利用につきまして、2階・3階部分を高齢者住宅に改修し、武道場を吉田一穂資料室と古民具の保存展示場に、また1階部分については老朽化した授産施設「きょうどう」の移設改修を計画している古平福祉会に対して無償貸付することとしたところであり、校舎・体育館・武道場、更には教員住宅につきましても有効活用を図るべく、道からの譲与を受けることを決定した次第であります。尚、これらの改修事業にかかわる財源については、国土交通省の社会資本整備総合交付金や過疎債を予定しており、今年度改修事業の実施設計予算を計上し、平成25年度早々には改修工事に着手したいと考えております。

4 障がい者福祉の推進について 【新制度に向けて準備】

障がい者を取り巻く社会環境は、情報化や国民の価値観及びライフスタイルの多様化が進んで障がい者自身の意識も変化し、地域における自

立した生活や社会参加に対する意欲・志向性が高まってきた状況に鑑みて、障がい者に対する福祉サービスの在り方についても「措置制度」から「支援費制度」へ、平成17年には「障害者自立支援法」の施行、そして障害福祉の総合化・自立支援型システムへの転換・制度の持続可能性の確保を視点として新たな体形へ再編した新しい「障害者自立支援法」が18年に施行されて今日に至っております。また平成22年1月からは「制度の谷間」のない「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向けた検討が開始されておりますが、この新制度創設までの間、平成22年4月から低所得者が利用する障害福祉サービスや補装具に係る利用者負担の無料化が実施され、平成23年10月からはグループホーム・ケアホーム家賃助成と重度視覚障害者同行支援の実施、本年4月からは相談支援の充実や障害児支援の強化が実施される予定であります。当町においてもその準備を進めているところであり、平成24年度の障害者介護給付費・訓練等給付費において、前年度比2,000万円程度増額して予算計上をいたしておりますので宜しくお願いいたします。ただ、厚生労働省においては現行法律の改正ということで報道されており、関係者はこれに反発があるようであります。

5 国民健康保険について 【国保税の収納対策強化や医療費適正化への取り組みを実施】

国民健康保険につきましては、介護保険同様以後志広域連合に移行して4年目を迎えますが、本町の国民健康保険事業の財政運営は依然として大変厳しい状況が続いており、昨年度策定しました「第2次古平町国民健康保険財政健全化計画」に基づき、運営の健全化を進めているところであります。

本計画では、一般会計からの財政支援繰入金で財源不足額の解消を図っていくことを基本方針とし、平成22年度に1億円を繰り入れし、平成23年度の当初予算では5千万円の繰入金を計上しておりますが、後志広域連合の収入である交付金の増加により、町から連合への分賦金の支出が減額となり、結果として繰り入れがやや圧縮される決算見込みとなつてはいるものの、税収の低下や医療費の増加に歯止めをかけることが出来ず、構造的な赤字体質から脱却できていないのが現状であります。新年度につきましても、引き続き国保税の収納対策の強化や医療費の適正化及び適切な保険事業の推進など、安全かつ持続可能な医療保険体制の確立に努めて参る所存であります。但し、予算編成にあたって財源不足を解消することが出来ず、前年度同

額の5千万円の繰入金を計上しておりますので宜しくお願いを申しあげます。

6 児童福祉について 【子どものための手当を支給】

様々な形で政争の具となつております「子ども手当」につきましても、昨年度はつなぎ法案や特別措置法によつて施行されておりましたが、先般、平成24年度からの新当分の支給について定めた「児童手当法の一部を改正する法律案」が閣議決定されて国会に提出されており、今度は「子どもための手当」と名称を改めて支給される見通しとなつております。この新当分は、支給要件に特別措置法の内容を引き続き盛り込む一方、平成24年6月分からは所得制限が導入され、夫婦と子供2人の世帯で年収960万円が基準となり、限度額を超えた場合の新たな支給額が設定されるなどその取り扱いが変更されることとなりますので、本町としても受給者の不利益とならないよう事務作業を進めて参ります。

【安心して通園させることができる 保育環境の維持】

次に、人口減少が続く本町では、過疎対策の観点からも安心して子どもを産み育てることができ環境づくりが求められる中、開設から

5年目を迎えようとしている保育所型の「認定こども園ふるびら幼児センターみらい」の運営につきましても、3歳未満児の入園希望が増えてきている状況下にあることから、保育スタッフを充実させながら保育ニーズの多様化にも応えていくと同時に、保護者が安心して児童を通園させることができる保育環境の維持にも努めて参ります。また、3歳以上児を対象としている一時保育につきましても、更なる事業の周知徹底を図るとともに子育て支援の拠点として、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援等の事業を行う「古平町子育て支援センター」につきましても、誰にでも気軽に来園できる雰囲気と事業内容をPRすることで利用者数の拡充に努めて参りたいと考えております。

V まちづくり・人づくりについて

【ホームページの改修を実施】

昨年度、おおよそ1年間を費やして策定した第5次古平町総合計画は、まさにまちづくり委員と協働で策定しましたが、今後10年間に於ける古平町の方向性を示す本町の最上位計画であることは周知のとおりであります。加えて、新たな事業評価制度を取り入れた事務事業の見直しと効率的な組織体制の下で、健全財政

を維持することを基本方針として策定した第2次行財政構造改革プランもまた予算編成上欠かせないものであり、23年度予算からこれに則つて予算編成を行っているところでありますが、今年度からはより具体的にまちづくりを進めるべく先ずは情報発信が先決と考え、総合計画の基本計画ではホームページを町広報誌とともに町の重要な情報発信手段として位置付けていることから、今年度ホームページ改修費を予算計上しており、町民や観光客ばかりではなく、道内外に在住する多くの古平出身の方々にも喜んでいただけるような内容となるよう取り進めて参りたいと考えております。

【町内会活動を側面から支援】

また、地域コミュニティの中核といえる町内会活動のテコ入れ策としては、従来の「古平町まちおこし振興事業補助金」をリニューアルし、町内会としての防災活動や地域清掃活動、視察研修事業などについても対象を拡大するもので、この際福祉バスの利用要綱も改正し、年1回ではあります。町内会の視察研修事業等での利用を認める方向で検討しているところであり、内容の詳細が決定次第、町内会長会議での周知を図り、町内会活動の活性化を側面支援したいと考えております。

【町民とのコンセンサスを広げる努力】

次に、人づくりについてでありませんが、第5次総合計画策定の際には町民多くの方々からのご意見をいただき、心から感謝を申し上げます。また、昨年は古平地域マリナビジョン協議会の各部会における様々な協議にも、それぞれの分野からご参加をいただき、まちづくり・浜づくりの計画にご協力をいただいております。今後におきましても機会あるごとに多くの方々の参加を得て、意見や知恵を出し合いながら人づくりに努めて参りたいと考えております。

本町の地域担当協働職員につきましても、昨年は多くの研修を重ねながら研鑽を積んだところであり、重要な研修会での発表など成果を上げつつありますが、更に町民とのコンセンサスを広げるべく努力して参ります。また、益々国際化が進む中で本町の国際交流団体の存在は大きく町民の皆さんも各種行事に積極的に参加していただき、そのような中で人づくりもできるのではないかと思っております。

VI 当面する諸課題について

【原子力防災対策の実施・モニタリングポストの設置】

国の原子力安全委員会では、北電泊原子力発電所から30km圏内に位置する自治体を緊急防護措置区域（UPZ）とし、新たに本町を含む9町村がUPZの対象範囲となったものであり、去る2月13日に行われた北海道の原子力防災訓練では、訓練の一環として本町の文化会館敷地内においても放射線量の測定が行われたところでありますが、国は平成23年度第4次補正において、拡大となったUPZ全自治体に放射線モニタリングポスト設置の予算措置をしております、本町にも平成24年度中の設置が決定しております。

【地域防災計画（原子力防災編）の策定】

また、国は今国会に4月からの施行を目指す改正原子力災害防護措置法を提出し、緊急防護措置区域（UPZ）に入る自治体に対して施行から半年以内に地域防災計画（原子力防災編）の策定を求めており、拡大された本町を含む9町村では今年9月末までに新たに原子力防災計画を策定することになりますが、国からの策定指針も未だ示されず、専門的知識のない状況で大変困惑し

ているところであります。今後、北電との安全協定等の問題もあり、地域住民の皆さんの安全安心を第一に考え、道や関係町村と連携を図りながら取り進めていかなければならないものと考えております。

【平成25年に地域防災行政無線の整備・津波避難などの防災対策の実施】

次に、災害時の初動体制で最も重要とされる地域住民への連絡通報体制の整備であります。平成24年度予算には防災行政無線整備の実設計委託料を計上しており、平成25年には全戸に個別受信器を備えた防災行政無線を整備する計画であります。その他、平成24年度での災害対策として津波災害での緊急一時避難路を確保するために港町地区と沢江地区に避難階段を設置するとともに津波避難計画の策定やハザードマップの作成、災害備蓄品の購入等を予定しております。また、昨年の地域住民を対象として実施した避難訓練につきましては以前に報告したとおり、天候が良かったこともあって参加率が22・1%と5人に1人の方に参加いただいております。今年度も避難経路や自助共助の確認、そして要援護者対策などの課題を設定しながら実施する予定しております。

平成24年度 教育行政執行方針(抜粋)

平成24年第1回定例会の開会に当たり、所管する教育行政の主要な執行方針について申し上げます。

町議会並びに町理事者の教育に対する深いご理解の下、昨年2月から着工いたしておりました古平小学校の改築も順調に進み、予定どおり去る2月24日に完成し、同日に完了検査を行ったところでございます。今後3月26日から引越し作業や給食の試運転を行い、来る4月6日の入学式を新校舎で迎える運びとなっております。また、新校舎の落成記念式典を11月17日(土)に挙行する予定であります。



教育行政執行方針を述べる成田教育長

【はじめに】

今日、教育を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、情報化等の社会経済の変化を背景とした人間関係や地縁的なつながりが希薄になり、地域の教育力の低下や家庭教育の低下が叫ばれております。また、学校教育においても、学力の向上は最重要課題でありますし、いじめや不登校、自殺、親による幼児虐待等々、教育界を取り巻く環境は多くの問題を抱えております。

こうした学校・地域・家庭が抱える問題を解消するためには、学校・地域・家庭がそれぞれの教育力の向上を図っていかなければなりません。本町では、「すべては子どもたちのために」を小・中共通の基盤として、学校、地域、家庭が一体となって子どもたちの健全育成に取り組んでいるところでありますが更なる連携協力を推進していかなければなりません。小学校においては昨年度から、中学校は今年度から、新学習指導要領が完全実施されその趣旨に沿って「生きる力」を身につけさせるための指導が求められることから、基礎・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成を目指す学校教育の推進に努めていかなければなりません。

また、町民一人ひとりが心豊かで

たくましく、生涯を通じた学習活動を推進するために、第2次古平町社会教育中期計画(平成20年度～24年度)が策定されており、「健やかで心豊かな人づくりと、生涯学習による活力あるまちづくりを目指す社会教育の推進」を基本方針とし施策を推進しておりますが、本年度において第5次古平町総合計画における社会教育の領域を踏まえ、社会教育関係団体の意見を拝聴し、町民の学習ニーズを把握しながら見直しを図り、町民が自主的かつ積極的な学習活動を行えるよう、生涯学習推進体制の整備充実を図り、学習に対する支援に取り組んでまいります。

所管する「生涯学習」、「学校教育」、「社会教育」それぞれの具体的な施策について申し上げます。

生涯学習の推進について

【地域全体で生涯学習に取り組む体制の整備】

今日の日本における社会情勢は急激な変化を見せており、特に情報通信技術の進歩、普及には目をみはるものがあり、学校教育だけで得る知識や技術にとどまらず、日常生活においても生涯にわたって学習を続けていく必要があります。また、平均寿命の伸長、労働時間の短縮等によ

る余暇の増大やライフスタイルの変化により、スポーツ、文化活動、社会参加活動等学習ニーズの多様化・高度化が見られ、これらの活動を推進するには社会教育行政のみならず、町部局、学校教育、関係各団体が一体となって取り組んでいかなければなりません。

町民が自主的かつ積極的に学習活動が行えるよう、生涯学習推進体制の活性化を図っていくためには、生涯学習推進協議会活動の強化に努めるとともに、町部局との連携を強化し、学校支援ボランティアの有効活用を図るなど生涯学習を地域全体で取り組む体制の整備充実を努めなければなりません。

生涯学習の町づくりについては、地域課題に対応した学習機会の提供が必要であり、少子化、核家族化による急激な過疎化の進む中で、地域の教育力の低下や家庭教育の低下が指摘されております。本町の生涯学習の根幹であり、教育の出発点は家庭であることを自覚、認識の下、幼児・青少年・高齢者の教育充実を図っていかなければなりません。

町づくりの柱となる産業団体の活性化や地域づくりにも生涯学習の立場から寄与できるように町部局や関係団体と連携を図りながら推進してまいります。

【学力と体力の向上への取組み】

学校教育においては、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力の「確かな学力」や他を思いやる心や協調性などの「豊かな心」あらゆる活動の基盤である「健やかな体」と合わせて「生きる力」を育むための教育を推進してまいります。

そのため、本町の児童生徒を育てる時の最も大きな課題となる学力と体力の向上に取り組んでいくため、小中学校の9年間を見通して子どもたちを育てようと小中の両校の教職員が連携して「古平町小中連携プロジェクト」が結成されました。また、後志教育局のお力添えを頂いて、学校、行政、学識経験者、PTA代表の方々15名で、ジョイントプロジェクト事業連携協議会を立ち上げ、児童生徒の学力向上について検討しておりますが、本年度においても引き続き、学校・地域・家庭が一体となつて、児童生徒にとって「学びたい・登校したい」保護者にとって「学ばせたい・登校させたい」教師にとって「やりがいのある」学校づくりを目指してまいります。

【新学習指導要領に沿った教育の展開】

小学校では、昨年度より新学習指導要領に沿った教育が始まり、全面改定された教科書での授業が行われ、各学年とも学ぶ量が増え授業時数が増加した一年間を省みて、今年度以降の学年経営につなげてまいります。さらに、小学校3・4年生の社会科の学習では古平の町や北海道のことについて学習するときに役立つ教材として、社会科副読本『古平の町』を活用してまいりましたが、現在使用している副読本は作成して10年が経過しており、地域の実情や施設等と乖離が生じてきていることから、1年遅れとなりましたが新学習指導要領に合わせて改訂いたしました。中学校では、本年度より新学習指導要領に沿った授業が展開されてまいります。移行期間中に円滑な実施ができるよう必要となる柔道着や貴、和楽器などの教材備品を整備し、効果的に授業活用できるように指導してまいります。

過去3回実施している全国体力・運動能力、運動習慣等調査は東日本大震災の影響で実施されませんでした。したが、小学校5年生を対象に昨年7月独自に実施した結果を分析すると、過去3回と比較して全体的に平均値が上回っており、各学年に応じて取り組んできたサーキットトレーニング

グや中休み、昼休みなどを利用した外遊びの奨励など継続し、更なる体力の向上に努めてまいります。

昨年度、北海道教育委員会が、手軽な運動の実践を通して、運動に親しみ体力の向上を図ることを目的に、道内の公立小中学校の児童生徒が種目ごとの記録に挑戦する「どさんこげんきアップチャレンジ」に古平小学校の児童がウォーキングチャレンジ部門（指定された期間の中で、歩数計で計測された歩数を競う）に挑戦し各学年で上位にランク付けされており。

【習熟度別学習への取組】

学校教育の役割は、児童生徒一人ひとりが将来においてその可能性を開花させ、自らの人生を幸福に過ごすことができるよう、社会で自立していくために必要となる基礎的な学力を身につけさせることにあります。そのためには、確かな学力の向上を目指す教育を推進していかねければなりません。全国学力学習状況調査の過去5ヶ年の調査結果を分析すると、小中ともに国語では読解力を高めることが課題であり、算数・数学では基礎・基本をしっかりと身につけさせる必要があります。学習内容の習得には、何よりも「読むこと・書くこと・計算ができること」など

の基礎的、基本的な知識が重要であります。改善の具体策として、授業の中で、チームティーチング（複数の教師で授業を行う）を活用し、子どもたちの理解や習熟の程度に応じた、きめ細かく指導する習熟度別学習を取り入れ、一人ひとりにきめ細かな指導を行い確かな学力を身につかせます。

また、昨年度、「小中連携プロジェクト」で初めて行った中学校進級を前に、中学校の学習の仕方を知ること、小学校と中学校の違いについていけない、いわゆる「中1ギャップ」をなくすことを目的に小中連携授業（乗り入れ授業）を引き続き取り入れてまいります。また、地域での理解を深めていただくために活動内容を掲載した、小中連携通信『夢のかけ橋』の発行に努めてまいります。

【望ましい生活習慣の構築】

学力向上のためには、授業の改善と家庭学習を含めた望ましい生活習慣の構築を両輪として捉え、学校・家庭・地域が一体となつて取り組んでいかなければならないことから、小学校では昨年度に引き続き、生活リズムチェックシートを作成し、家庭での学習、読書の習慣化や生活習慣の確立を推進してまいります。

【全国学力学習状況調査で全国平均以上を目標に】

文部科学省で実施の「全国学力・学習状況調査」については、本年度においても、抽出調査で来る4月17日に全国一斉に行われる予定であります。古平町においても、調査の目的に基づき、古平町の児童生徒の学力・学習状況を把握して、学校における学習指導の改善を図るために、抽出されない場合においても、北海道教育委員会希望市町村を対象に同様の調査を実施するのであれば実施する方向で去る3月2日に開催された教育委員会において実施方針を決定したところでございます。

過去5年間実施した全国学力学習状況調査の結果は、小・中いずれも全道平均より低い状況でした。

北海道教育委員会では、平成26年度の全国学力学習状況調査までに学力を「全国平均以上」にすることを大きな目標として掲げ、授業改善と家庭学習を含めた望ましい生活習慣の定着を車の両輪と位置付け、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めていく方針ですが、古平町においても乗り遅れることなくこの目標に向かって学力向上対策に取り組んでまいります。

【読書活動の推奨】

学校教育での読書活動は、児童生徒の知識向上や学習習慣を身につけさせるためには欠かせないものであります。現状は手軽に情報が得られ楽しめるテレビやラジオ、パソコン、携帯電話等の普及により、子どもを取り巻く生活環境が変化し、読書への関心が薄れ、次第に本から疎遠になってきています。また、両親ともに就労する家庭の増加に伴い、親が子どもとともに読書をするという習慣が薄れてきています。このような悪習を打破するため、小・中学校では朝読の時間を取り入れ読書活動に取り組んでおります。また、小学校では「家読」を奨励するとともに、昨年10月から学年別、個人別読書ランキング制度を取り入れ、毎月表彰するなど読書活動を奨励することにより毎月600冊を超える本が読まれております。今後も教職員やボランティアによる読み聞かせの継続は勿論、新校舎では図書室だけでなく、ワークスペースにおいても手軽に休み時間などを利用して読書に親しめるような、いつでも、どこでも読書活動に親しめる環境づくりを積極的に進めてまいります。



新小学校校舎のワークスペース

【地域ぐるみによる防犯教育】

児童生徒の安全対策につきまして、安全に関する基礎的・基本的な知識や危険予測・危険回避能力を身につけさせるための防犯教育が必要であります。学校安全計画に基づき、生活安全・交通安全・災害安全のあらゆる面から学年別・月別の指導を徹底すると同時に家庭及び関係機関・団体の協力を得ながら地域ぐるみで子どもを守るための取り組みを推進してまいります。平成23年度に小樽・後志管内において、不審者に係る情報提供が14件あり、登・下校中の対応については、防犯ベルの所持や近所の家に飛び込む指導等を徹底するとともに校外生活指導連絡協

議会を通しての連絡網を活用し、情報の共有を図ってまいります。

【自転車利用時のヘルメット着用の徹底】

古平小学校の改築に伴い、本年度町道小学校通線道路工事が施工されることから、児童の通学路に支障をきたす状態となりますので、登下校の交通安全対策については通学に関する安全の決まりや約束の指導を行い、学校側との連携を密に行い事故のないよう十分注意してまいります。また、児童の通学や下校後の自転車利用時には、毎年、古平町交通安全協会から寄贈いただいている自転車用ヘルメット着用の徹底を図ってまいります。

【いじめ・不登校に対する未然対策と早期対応】

いじめの問題については、現在小中学校ともに緊急の対策が必要な事例はないものの、年々、子どもたちの心の問題は複雑化してきており、教職員は勿論のこと、関係者がネットワークを組み、子どもたちの行動を迅速に察知し、未然防止や早期対応、早期解決に向け取り組んでいかなければなりません。また、家庭との連携を図った健全育成の取り組みを推進し、豊かな心の育成に努めて

まいります。

不登校児童生徒につきましては、現在小・中学校ともおりませんが、小学校時より不登校にさせないよう、日頃から不登校支援相談員と教職員の情報交換を定例化するなど、今後とも学校、家庭、教育委員会が連携し関係機関の助言を得ながら対応してまいります。

【栄養教諭の配置と地元の食材を使用した給食】

昨年、道教委が実施した学校給食調理施設の立ち入り検査において調査した施設のうち9割以上で何らかの改善が必要だったことが明らかにされました。本町の施設においても数項目の改善指摘事項が示され、改善に努めたところですが、本年度において積み残しとなっている外部の専門家や保護者を含めた衛生委員会、献立作成委員会及び物資選定委員会を設置し、改善を図ってまいります。児童生徒が健康な生活を送るためには、食に関する自己管理能力を身につけさせなければなりません。偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや、肥満、痩身傾向など、健康を取り巻く問題に対処し食育に取り組んでいくため、栄養教諭の配置や食に関する指導の充実に取り組みると同時に、学校における食育の生

きた教材となる学校給食の充実を図るため、地場産物の活用や米飯給食の導入に向けて現在、漁協や農協と検討を重ねており、平成24年度途中からではあります。地元の食材を使用した副食や古平産米を利用した米飯給食の提供を実施してまいります。

学校給食費の滞納につきましては厳正に対処しており、毎年完納となっておりませんが、本年度においても支援制度の活用を図るなど100%の完納となるよう努めてまいります。

【地域と一体となった学校づくり 学校情報の積極的な提供】

学校教育の充実には、教職員一人ひとりの特性や持ち味を生かし、経営参画意識を持った学校・学級経営に努めなければなりません。また、家庭教育の充実は勿論、少子化や核家族化の増加により地縁的なつながりが希薄になってきている昨今、周囲の地域力を高めていかなければなりません。そのためにも学校での内容を保護者や地域の皆さんにご理解いただくため、日常の児童生徒の学校情報の積極的な提供に努め、地域一体となった学校づくりを目指して教育行政と学校現場が共通理解に立った教育活動を推進してまいります。

社会教育の推進について

【町民の皆様が楽しみながら学習できる事業の展開】

平成22年に道が実施した道民意識調査において、8割以上の道民が、家庭の教育力が低下していると答えております。かつては、三世代同居型の家庭が多く、親以外にも多くの方が子どもと接し、家庭教育を担っておりましたが、現在は、核家族化や少子化の増加により、地縁的なつながりも希薄になり、最近の子どもたちは集団生活や人間関係を苦手とし、携帯電話等による情報の中での生活に変わってきております。

何と申しましても、基本的な生活習慣を学ぶ場所は家庭であります。それらを踏まえて本町の社会教育は、北海道教育のめざす姿、後志教育のめざす姿及び古平町教育目標の基本理念に基づき「自ら楽しく豊かに学び続ける社会教育の推進」を基本方針として、町民の学習活動を奨励し、町民の皆様が楽しみながら様々な学習活動に取り組めるよう、創意工夫した社会教育やスポーツ関係の事業を展開していかなければなりません。また、学校教育の推進で申し述べたとおり、学校教育においても様々な問題を抱えており、これらの改善に向けても社会教育の立場から学校と

連携し、児童生徒の体験的な学習活動や自然体験活動、更には学力向上対策などの充実に向けていかなければなりません。

【第3次古平町社会教育中期計画の策定】

本町の社会教育における課題や進むべき方向性を明らかにして5ヶ年の古平町社会教育推進の指針とすべく、第2次古平町社会教育中期計画（平成20年度～平成24年度・5年間）も本年度が最終年度となることから、社会教育関係各団体の意見を拝聴しながら、平成22年度より導入した社会教育事業評価を参考にし、「健やかで心豊かな人づくりと、生涯学習による活力あるまちづくりを目指す社会教育の推進に努める」ことを基本方針に、第2次計画の反省と古平町における社会教育の現状を踏まえ、学校、家庭、地域がそれぞれの教育機能を生かしながら相互の連携・協力を図り、ともに学び、ともに生きる生涯学習社会の実現に向けて、これから5ヶ年にわたる「第3次古平町社会教育中期計画（平成25年度～平成29年度）」の策定に取り組んでまいります。



昨年、夏休み中に行われた
レベルアップ大作戦

【「放課後ふるびら塾」、「夏休みレベルアップ大作戦」及び「通学合宿」の引き続きの実施】

共働きの家庭が多いことから、本年度においても児童を対象に「放課後ふるびら塾」や「夏休みレベルアップ大作戦」を引き続き実施し、基礎・基本学習の習得に努め、社会教育の立場から学校を支援し、児童の家庭生活への習慣化を図ってまいります。

また、集団生活を通して規則正しい生活習慣を身につけ、学力向上の基礎づくりを目的に昨年度から取り入れた通学合宿を本年度においても実施し、その基礎となる「基本的生活習慣」・「早寝早起き朝ごはんの習

慣」・「読書習慣」・「学習習慣」の4つの習慣づくりの確立に向けた取り組みを推進し、地域における家庭生活習慣づくりの支援に努めてまいります。

【体験活動を中心に「生きる力」を育む事業の展開】

少年教育では、自分を確立していく中で大変重要な時期であり、基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、社会的マナーを育てる必要があります。そのためには体験活動を中心に、「生きる力」を育む事業展開が必要であり、家庭、地域、学校が一体となつて育成していく体制づくりを推進していかなければなりません。「少女わんぱく王国」での体験活動を中心に「青少年体験活動推進事業」「青春みらい塾」や「海洋体験セミナー」などへの参加を積極的に呼びかけてまいります。

【まちづくりを担うリーダーの養成】

青年教育については、青年層の減少や個人的価値観の多様化による個人活動の増加に伴い、青年活動は停滞している現状にあります。高齢化社会においての青年活動は極めて重要であり、本町の活性化のためにも地域に根付いた町づくりを担うリーダーの養成が急務となっております。

自らを向上させるための学習活動の推進と地域活動への積極的な参画を促進しなければなりません。そのためには町部局との連携を密にしながら、社会教育の立場から各産業団体青年層への学習機会を提供するなど交流を図ってまいります。

【高齢者の経験や技能を生かす事業展開】

高齢者教育については、高齢化社会を一人ひとりがどのような課題解決に努めなければなりません。本町におきましては、60歳以上の町民を対象とした「たけなわ学級」を開設し学習活動を行っておりますが、学習の成果を発揮できる体制づくりが必要であり、今後、学校機関との連携を強化し、高齢者の経験や技能を生かし学校支援ボランティアとしての活動や積極的に社会活動への参加促進を図ってまいります。

【伝統芸能の保護・育成と芸術文化鑑賞事業の実施】

本町の芸術文化活動は、文化団体連絡協議会を中心として書道や絵画舞踊など様々な活動に取り組んでおりますが、近年は各団体の会員の高齢化や固定化がみられ、今後の活動の停滞が懸念されるところであり、

新たな文化活動の担い手育成を図っていく必要があります。

また、郷土の伝統芸能を継承する担い手がいないことから、これらの保存については教育委員会のみならず全町あげて取り組んでいかなければなりません。今後、町部局と協議しながら伝統芸能の保護・育成を図ってまいります。

芸術・文化活動の振興は、まちづくりにおいても重要な役割を果たしております。豊かな人間性や創造性を育むことから、本年度においても町民対象に芸術文化鑑賞事業を実施してまいります。

【海洋センターの大規模改修の実施】

本町におきましては、スポーツを通して豊かな心とたくましい体をつくり、健康で明るいまちづくりを目指すために、昭和63年に「みんなのスポーツ町(タウン)」を宣言いたしました。現在、体育連盟、スポーツ推進委員会を中心に各種スポーツ活動や大会に取り組んでおりますが、少子高齢化に伴い会員数の減少傾向が続いており、スポーツの振興は心身ともに健康で充実した生活を送るためには極めて重要であります。既存のスポーツ団体の活動支援は勿論のこと、昨今、町民の健康意識の高まりから年々ウォーキング愛好者が増

3月の議会

審議された案件

えており、昨年度、古平建設協会より寄贈いただいた万歩計を活用し、歩数累計により北海道一周旅を設定するなど創意工夫し、ウォーキングを楽しく継続できるよう努めると同時に正しいウォーキング方法を身に付ける講習会を開催するなど、町民誰もが健康づくりの面からもスポーツに親しめるような環境づくりを推進し、町部局や関係団体と連携を図りながら、スポーツ人口の拡大に努めてまいります。

スポーツ活動の中心となる海洋センターは、老朽化により、町民の要望に必ずしも応えているとは言えない状況にあります。平成23年度B&G財団海洋センター評価が「特A」に格上げされ、先日、笹川記念会館において全国表彰されたところでございます。格上げとなったことにより、海洋センター修繕助成率が上がり、これを機に、今年度においてプール機械設備更新と来年度アリーナの大規模改修を予定しております。

以上、平成24年度の教育行政の主要な方針について申し上げます。

るものです。

（議案第11号）

平成23年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

現行予算から233万8千円を減額し予算総額を2億8、076万3千円とするものです。主な内容は浜町ポンプ場や下水道管理センターの管理委託料の執行残を減額するものです。

（議案第12号）

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案

役場職員の1日の勤務時間を8時間から7時間45分とすることで、1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に改めるものです

（議案第13号）

特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

非常勤の特別職である不登校児童生徒相談員の月額報酬とスポーツ推進委員の月額報酬の額を条例で規定するものです。

（議案第14号）

古平町公営住宅管理条例の一部を改正する条例案

これまで公営住宅法で定められていた入居者の要件等を古平町の条例で定められるようになったため条例の内容を改めるものです。

（議案第15号）

古平町立学校設置条例の一部を改正する条例案

小学校が新築されたことに伴い、条例に定められている住所を変更するものです。

（議案第16号）

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について

市町村の非常勤職員の公務上の損害補償を共同処理する北海道市町村総合事務組合から上砂川町が抜けることとなったため、規約を改めるものです。

（諮問第1号）

人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員として田畑正氏を国（法務省）に推薦するため、議会に意見を求めたものです。

古平町に

光ブロードバンドを誘致する会が発足

古平町でも光サービスが利用できるようになる

最近、インターネットは仕事や生活の一部として不可欠なものとなっており、これまでの電子メールを送ったり、ホームページを見るだけではなく、映画などの動画や音楽のダウンロードなど、大容量のデータを通信するために光ブロードバンドが各地で普及してきています。

しかし、近隣市町村で整備されているにもかかわらず古平町では未だ光ブロードバンドが使用できない地域であるため、これまで何度となくNTT東日本等へ整備要望を行ってきました。

この度、ついに「古平町で一定の利用者数が見込める場合、光ブロードバンドの提供を検討します。(ただし一部地域を除く)」という回答を得ました。

そのため、より積極的に光ブロードバンドを誘致するためにも商工会を代表として、役場、漁協、加工協、建設協会さらには古平福祉会が幹事となった「古平町に光ブロードバ

ンドを誘致する会」が発足しました。



【想定されるサービス提供エリア】

町民の皆さんのお手元に4月13日からの町内会回覧によって、誘致する会から「光ブロードバンドサービス利用意向調査書」が届いていることと思われます。これはNTTが古平町で光ブロードバンドサービスを開始す

るついでの重要な基礎データになりますので、是非ともご回答をお願いします。

(利用意向調査)

光ブロードバンドサービス利用意向調査書

「光ブロードバンドサービス」とは、通信速度が従来のADSLより1SDNより高速にインターネット接続ができる光ファイバーを利用するサービスです。光ブロードバンドを古平町に誘致し、地域の発展を遂行にすることで古平町の発展となるよう、一人でも多くの皆様からの利用申し込みをよろしくお願いいたします。

光ブロードバンド利用意向調査書の取扱いについて
■本会は、古平町が誘致する光ブロードバンドサービス(NTT東日本)が提供する光ブロードバンドサービスについて、町民の意向の把握を目的として採りまとめたもので、NTT東日本へ提供いたします。
■本会に加盟された個人情報は、光ブロードバンド回線の誘致及び光ブロードバンドサービス提供に係る業務に必要となる範囲で利用するため、NTT東日本へ提供し、他者の利用に使用することはありません。

氏名	(フリガナ)
利用意向の有無	<input type="checkbox"/> 利用したい <input type="checkbox"/> 利用しない
利用予定場所(住所)	(〒) (市町大字)
電話番号	() () () ()
日中にご連絡する場合はご連絡先(携帯電話番号など)任意	() () () ()

■提出先及び提出方法
提出先：古平町商工会 TEL: 42-2377 FAX: 42-4220
古平町役場 TEL: 42-2181 (内線26・27) FAX: 42-3583
Eメール: kikaku@town.furubira.lg.jp
提出方法：お持ち、FAX、Eメールのいずれの方法でも結構です。
提出期限：平成24年6月11日まで

【以下、簡単なアンケートにご回答ください】

設問1：現在インターネットを利用していますか？
□ はい □ いいえ
※設問2は設問1で「はい」を選択された方への設問です。
設問2：インターネットにはどのような回線で接続していますか？
□ NTT東日本のフレッツADSL □ NTT東日本のフレッツISDN
□ SoftBankの(Yahoo!BB)ブロードバンドADSL □ NTTドコモのFOMAゲータウェイ
□ ソフトバンクのモバイルゲータウェイ
□ その他()
以上でアンケートは終わります。
ご協力ありがとうございました。

利用意向調査に関するお問い合わせ

古平町商工会

☎ 42・2377

役場総務課企画調整係 本間・佐藤・高野

☎ 42・2181 (内線26・27)

光ブロードバンドに関するお問い合わせ

NTT東日本小樽支店

☎ 0134・65・4004



4/2(月)

園児を交通事故から守ろう

幼児センターの入園式に併せて、古平町交通安全協会(加我孝芳会長)から新4歳児に黄色帽子が贈呈されました。同協会は、町内における交通安全対策を進めるため、屋外での活動が盛んになり始める4歳児に毎年贈呈しています。

黄色帽子は目立ちやすく、車を運転する人にも発見しやすいという特徴があります。

近年、痛ましい交通事故が多発していますので、このような地域で園児を交通事故から守る取り組みが重要になります。



屋外での活動時には黄色帽子をかぶっています

4/6(金)

新1年生にプレゼント

4月6日に行われた入学式の後、教室に戻った新1年生に古平建設協会(福津隆範会長)より思いがけないプレゼントが届いておりました。

プレゼントの中身は水彩画の絵の具セットで、これからの学校の授業で使えるものでした。

この絵の具セットのプレゼントは、建設協会が地域貢献事業の一つとして毎年行っているもので、子どもたちは自分の机に並べられた絵の具セットを見て、にっこり微笑んでいました。



4/17(火)

密漁防止パトロール

漁業者にとつて貴重な水産資源であるウニやアワビ、ナマコなどを密漁者から守るための密漁防止パトロールが4月17日から始まりました。

それに先駆け、東しゃこたん漁業協同組合本所前で地元漁業者や警察などの関係者が集まり、出発セレモニーが開催されました。古平地区沿岸では、ここ数年、密漁による大きな被害はありませんが、セレモニーの中で「地元の関係者が一致団結して、我々の資源を密漁者から守ろう!」と宣言されました。

パトロールは専任のパトロール員と地元漁業者で行い、不審者や不審車両、不審船を発見したら警察や海上保安部に通報することとなっています。





アルコールに飲まれることなく・・・正しい知識を身につけよう

日々変化する現代社会において、様々なストレスを抱え、精神的な不調（不安や混乱）を訴える人が増加しています。この不調（不安や混乱）は一時的なものであれば周囲の人々の理解や関わり方で解決することもできます。しかし、この不調が長引いたり、本人や家族の精神的負担が大きければ治療が必要となってしまいます。

この現代社会の様々なストレスや問題を、飲酒により現実逃避するという間違っただ飲み方をしているということが重大な危険行為で、これは、多量の飲酒により脳は変化し委縮するという現実があり、また、アルコール依存症とうつ病の負の相乗作用が大きいこと、そしてアルコール・薬物依存症を抱えていると失職や家庭崩壊などのため社会的に孤立したり、アルコールによる酩酊により正確な判断能力が衰え、衝動性を亢進させ、自殺行為につながるリスクが高いと言われていているからです。

古平町の飲酒習慣について見てみると、全国平均よりも男女とも飲酒者が高い割合にあります。

アルコールは、飲み方を間違えると身体だけでなく、こころの健康にも影響を与えることから、町では、アルコールが身体や精神に与える影響について正しい知識を身につけてもらおうと、3月14日、文化会館にて小樽石橋病院の白坂院長をお招きし「こころの健康づくり講演会」テーマ「アルコールとこころの健康」が開催され、大変貴重なお話を伺うことができました。



適正飲酒の10ヶ条

- ① 談笑し楽しく飲む
- ② 食べながら飲む
- ③ 強い酒は薄める
- ④ 週に二日は休肝日
- ⑤ きりない飲み続けは止める
- ⑥ 人への無理強い・一気飲み
- ⑦ アルコールは薬と一緒に危険
- ⑧ 妊娠中と授乳期の飲酒は止める
- ⑨ 飲酒後の運動・入浴は要注意
- ⑩ 肝臓等の定期検査を忘れずに

路地の向こうから、大きなお父さんの声がする 今夜もお酒を飲んで帰ってきた

そんなとき きまったように お母さんは言う

「きょうは 服を着て寝るのよ お母さんが起こしたらすぐ目を覚ますのよ」

服を着て いつでも逃げられるように ふとんにもぐりこむ ねむっちゃだめ ねむっちゃだめ

いくら自分にいいきかせても いつか夢をみている

どれほどねたのかな ちゃわんの割れる音 父さんのだみ声で目が覚めた 母さんの小さな小さな声も聞こえる

母さんがなぐられている 母さん なぜ泣いてあやまるの？ 悪いのはお父さんよ お酒を飲むのはお父さんのよ

どうやって家を出たのか どうやってお父さんから逃げることができたのか

いま 母さんと私は 暗い 寒い 夜道を歩いている

母さんは一言も話さない

母さんの顔はぐしゃぐしゃ 私の顔だって…

夜の自動車道はこわい 暗い運河はもっとこわい

黒い手がでてきて母さんと私を引きずり込むような そんな気がする

でも 母さんと私は 朝まで歩いた 朝になって そっと家に帰ると 父さんは大いびきで寝ていた

このお父さんのかわりに 母さんは働いているのに… 父さんは きっと最後までわからないだろう。

「ある少女の詩（子供心の詩）」より

町民の皆さん

よろしくお願ひいたします

【町職員関係の新採用】



総務課総務係
主事 **高橋 祐平**
(札幌市出身)

はじめまして。今年の4月から総務課総務係に配属になりました。現在、生活面、仕事面ともに慌ただしい毎日を送っております。早く今の生活に慣れ、一人前の職員になれるよう頑張りますので、これからよろしくお願ひします。



民生課健康保険係
主事 **木戸 渚波**
(札幌市出身)

はじめまして。今年から古平町で働くことになりました。仕事面も生活面もまだ慣れてないことばかりですが、海が大好きなので、今から夏が来るのが楽しみです。自然豊かな古平町で、充実した毎日をごせるよう努力しますので、よろしくお願ひ致します。



保健福祉課健康推進係
保健師 **大井亜依子**
(小樽市出身)

はじめまして。今年から保健師として古平町で働かせて頂くことになりました。早く仕事と生活に慣れ、町民の皆様の健康づくりのお手伝いができるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。



産業課農政係兼水産係
主事 **武田 啓介**
(留寿都村出身)

はじめまして。今年から古平町で働くことになりました。山村で生れ育った私が、これからは海の町で暮らします。職員としても町民としてもまだまだ半人前ですが、早く馴染んでいけるようになりますので、よろしくお願ひします。



幼児センターみらい
保育士 **本間 美帆**
(小樽市出身)

はじめまして。今年から幼児センターみらいで働くことになりました。小樽から来たばかりで生活の面でも仕事の面でもまだ慣れない事もありますが、好きな子ども達に囲まれ、そばで一緒に成長していける事をとても楽しみにしています。笑顔いっぱい毎日一生懸命頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。



幼児センターみらい
臨時保育士 **鈴木彩馨**
(新冠町出身)

4月から幼児センターで臨時保育士として勤務することになりました。子どもと色々なことを経験し、私自身も成長していきたいです。日々、子どもに「また明日も幼児センターに行きたい」と言うてもらえるよう、一日一日を大切に、楽しく過ごしていきたいです。



北後志消防組合
古平支署
田村 憲資
(小樽市出身)

みなさん、はじめまして。今年から古平消防支署で働くことになりました。まだまだ慣れないことばかりですが、一日でも早く一人前の消防士になれるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願ひします。

【教職員の転入】

〈古平小学校〉

教諭 **都築愛一郎**
(余市町立黒川小学校より)



教諭 **半田 寛敏**



養護教諭 **千葉 琴絵**



栄養教諭 **眞野三奈子**

〈古平中学校〉

教頭 **道下 誠**
(俱知安町立東小学校より)



教諭 **下村 城智**



養護教諭 **吉岡 茜**



町職員の人事異動

4月1日付 () 内は前職

【総務課】

職員係長(総務課総務係主任) 山下宏一 企画調整係長(財政課課税

係長) 本間克昭 広報統計係長(総務課企画調整係長) 細川正善 総務

係主事(新規採用) 高橋祐平 企画調整係主事(保健福祉課介護支援係

主事) 佐藤祐子

【出納室】

会計管理者兼出納室長(財政課収

納係長) 白岩豊 出納係主事(民生課健康保険係主事) 人見幸子

【財政課】

課長(会計管理者兼出納室長) 三浦史洋 課税係長(建設水道課下水

道管理係長) 岩崎安司 収納係長(総務課広報統計係長) 佐々木一彦

【民生課】

福祉係兼環境対策係主任(民生課健康保険係主任) 黒川寿 健康保険

係主事(新規採用) 木戸渚波

【保健福祉課】

高齢者支援係長(保健福祉課高齢者支援係主任) 川上由香利 障害者

支援係長(産業課農政係兼水産係主

任) 中村理恵 介護保険係兼介護支

援係主任(総務課総務係主任) 野村忠弘 高齢者支援係保健師(保健福

祉課健康推進係保健師) 佐々木章次 健康推進係保健師(新規採用) 大

井亜依子

【産業課】

課長(教育委員会次長) 村上豊 農政係兼水産係主事(新規採用)

武田啓介

【建設水道課】

課長(財政課長) 本間好晴 上水道管理係長兼下水道管理係長(建設

水道課上水道管理係長) 堀信 下水道管理係主任(総務課総務係主任)

布谷夏樹

【教育委員会】

次長(産業課長) 山本耕弘

【議会事務局】

局長(建設水道課長) 藤田克禎

【幼児センターみらい】

保育士(新規採用) 本間美帆

【子育て支援センター】

保育士(幼児センターみらい保育士) 鈴木理子

【後志広域連合派遣】

(民生課福祉係兼環境対策係主任)

瀬野尾裕人

退職(三月三十一日付)

(議会事務局局長) 藤川恭一 (出納室出納係長) 石山悦子 (保健福祉課高齢者支援係長) 太田早苗

(保健福祉課障害者支援係長) 記内秀徳

教職員の人事異動

転入教職員

() 内は前任地

【古平小学校】

教諭 都築愛一郎(余市町立黒川小学校) 栄養教諭 眞野三奈子

教諭 半田寛敏 養護教諭 千葉琴

絵

【古平中学校】

教頭 道下誠(倶知安町立東小学校) 教諭 下村城智 養護教諭 吉

岡茜

転出教職員

() 内は新任地

【古平小学校】

教諭 鶴川明久(積丹町立美国小学校) 教諭 櫻田克彦(小樽市立

長橋中学校)

【古平中学校】

教頭 轟木耕一(余市町立大川小

学校) 教諭 川田賢一(神恵内村立神恵内中学校)

【古平高校】

校長 山下薫(北海道深川西高等学校) 教頭 新谷正明(北海道静

内高等学校) 教諭 野口正幸(北海道小樽商業高等学校) 教諭 鈴

木禎一(北海道札幌稲雲高等学校) 教諭 依田幸子(北海道札幌西陵

高等学校) 教諭 菅俊昭(北海道札幌西陵高等学校) 教諭 藤島大

輔(北海道八雲高等学校) 教諭 西田常人(北海道霧多布高等学校)

教諭 伊藤宇飛(北海道紋別高等学校) 養護教諭 月田江美(北海道伊達高等学校) 事務長 中野功

(北海道函館豊学校) 事務主任 佐田茂之(北海道寿都高等学校)

主任主事 佐藤文彦(北海道小樽高等支援学校) 実習助手 山玉靖子(北海道蘭越高等学校)

退職教職員

【古平小学校】

養護教諭 鈴木典子

【給食センター】

栄養士 菅原麗子

【古平高校】

教諭 瀧本育美

情報との出会い

【情報公開条例の実施状況の公表】

古平町情報公開条例第8条の規定に基づき、平成23年度における実施状況については、請求はありませんでした。

【個人情報保護条例の運営状況の公表】

古平町個人情報保護条例第52条の規定に基づき、平成23年度の運営状況については、請求ありませんでした。

お問合わせ先

役場 総務課総務係 五十嵐・山貝
☎ 4 2 2 1 8 1 (内線21・22)

【住民基本台帳の閲覧状況の公表】

住民基本台帳を閲覧することができるのは、統計調査・世論調査・学術研究などの公共性の高いと認められるものに限られています。また、閲覧があった場合はその内容を公表することになっていきます。平成23年度の閲覧状況は次のとおりです。

閲覧者

自衛隊札幌地方協力本部小樽事務所
委託者 防衛省
閲覧事由 自衛官募集
閲覧日 平成23年5月23日
閲覧範囲 全域(昭和61年4月2日～平成6年4月1日生れの男女・平成8年4月2日～平成9年4月1日生れの男)

閲覧者

委託者 日本銀行
閲覧事由 生活意識に関するアンケート調査

閲覧日 平成23年12月1日
閲覧範囲 全域(平成4年1月31日以前の生年月日の20歳以上の男女15名)

お問合わせ先

役場 民生課戸籍年金係 伊賀・八反田
☎ 4 2 2 1 8 1 (内線59)

【自衛官を募集します】

自衛官候補生(男子)

お問合わせ先

自衛隊札幌地方協力本部 小樽地域事務所(小樽市稲穂2 22 4 樽石ビル2F)
☎ 0 1 3 4 2 2 5 5 2 1

【調理師試験のご案内】

平成24年度の調理師試験を次のとおり実施いたします。

試験日時

平成24年8月30日(木)
13時30分～16時00分

試験地

札幌市(後志管内に在住の方は試験地が札幌市となります。)

受験資格

中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業し、給食施設や飲食店営業、魚介類販売業、そごう製菓業で、平成24年5月25日までに、2年以上調理業務に従事した方。

受験願書受付期間

平成24年5月14日(月)～
平成24年5月25日(金)

受験願書配布場所

北海道俱知安保健所・余市支所
北海道庁ホームページからダウンロード

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kak/h24siken.htm>

お問合わせ先・受験願書提出先

北海道俱知安保健所 子ども・健康推進課健康増進係
〒044 0001
虻田郡俱知安町北1条東2丁目
後志合同庁舎内
☎ 0 1 3 6 2 3 1 9 5 2

余市支所

〒046 0015
余市郡余市町朝日町12
☎ 2 3 3 1 0 4

北海道岩内保健所 健康推進課
〒045 0022
岩内郡岩内町字清住252 1
☎ 0 1 3 5 6 2 1 5 3 7

【無料法律相談のご案内】

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。

金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所属の弁護士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

開設日 5月16日(水)

場所 余市中央公民館2F

開設時間 13時00分～16時00分

相談時間 一人30分(6人まで)

予約受付 相談は事前に予約が必要です。

お問合わせ先

役場 民生課福祉係 白幡・黒川
☎ 4 2 2 1 8 1 (内線55・56)

【自動車税の納期限】

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車をお持ちの方に納めていただく税金です。5月7日に納税通知書を発行

しますので納期限までの納めてください。

納期限 5月31日(木)

お問合わせ先

後志総合振興局 小樽道税事務所
☎ 0 1 3 4 2 3 9 4 4 1

【雪融け水による川の増水と気温の変化に注意】

5月の北海道は、低気圧と高気圧が数日の周期で通過することが多くなります。一年のうちでは比較的雨の少ない時期ですが、前線を伴った低気圧の影響でまとまった雨が降ることがあります。平成10年5月2日には、神恵内村と赤井川村では、それまでの5月の日降水量の記録の約2倍の120ミリから130ミリの雨が降りました。

この時期は、平地の雪は既に消えています。山はまだ多くの雪が残っています。このような状態の時に気温が上昇し雨が降ると雪融けが進み、大量の雪融け水が川に流れ込みますので、河川の増水には十分注意してください。気温の変化が激しいのも5月の特徴です。季節が冬に戻ったかのような強い寒気が入ることもあり、小樽市では5月8日に、俱知安町では5月14日、さらには札幌市では5月25日に雪を観測したこともあります。また、5月下旬には真夏並みの気温となることもあり、芦別市では30℃を超える真夏日になったこともあります。

お問合わせ先

札幌管区気象台天気相談所
☎ 0 1 1 6 1 1 0 1 7 0

ふるびら温泉「しおかぜ」からのお知らせ

露天風呂は、4月21日から平成24年度の営業を開始しました。日本海を一望しながらご入浴をお楽しみください。

また、4月から日頃のご利用に感謝を込めて、木曜日にご来館になり現金、回数券でご入浴された方に対してポイントカード二倍の特典を始めました。是非、ご来館になりポイントを集めてください。

先日、イタズラと思われる行為によりサウナの故障で営業開始が遅れるという事態が発生しました。

「しおかぜ」は、皆様がくつろぎ、リラックスする憩いの施設です。ご利用にあたっては大切にお使いいただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

ふるびら温泉

しおかぜ

指定管理者

(株)東洋実業

☎ 42 2290



民生委員・児童委員活動強化週間

民生委員・児童委員は町民の皆さんの一番の身近な相談員です。専門家ではありませんが、子どもや家庭のこと、地域のことなどを皆さんと一緒に考えサポートするために国から委嘱されて活動しています。

この民生委員の歴史は、大正6年5月12日、岡山県の「済世顧問(さいせいこもん)設置規程」が公布された日をもって民生委員制度創設の日とされています。この精神を引継ぐため、5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、以後一週間を「民生委員・児童委員活動強化週間」としています。

● 民生委員・児童委員の日

…平成24年5月12日

民生委員・児童委員活動強化週間

…平成24年5月12日～18日

古平町ではこの強化週間内に次のことを行います。

- ・緊急連絡カードの配布及び点検
- ・要支援者等の世帯訪問や相談支援活動
- ・地区担当福祉票の整備 など



+ 5月の休日当番病院

■ 5月3日

ながい小児科医院 (☎ 23・6881)

■ 5月4日

田中内科医院 (☎ 22・6125)

■ 5月5日

小嶋内科 (☎ 22・2245)

■ 5月6日

林病院 (☎ 22・5188)

■ 5月13日

よいち北川眼科医院 (☎ 22・1308)

■ 5月20日

池田内科クリニック (☎ 23・8811)

■ 5月27日

黒川町整形外科クリニック (☎ 22・2447)

当番医の診療時間は9時～17時まで

+ GW休日当番歯科医院

■ 5月3日

とみさわ歯科 (☎ 22・1511)

■ 5月4日

荒木歯科 (☎ 22・6200)

■ 5月5日

森川歯科 (☎ 32・3653)

診療時間は9時～12時まで

いきいき・ほのぼの文芸

古平町岬短歌会



ヒーターを止めてもさ程寒くなし弥生の浜辺にメ等元気に
春風に木々は揺れおり軽やかに日差し和みて雪とけの道 泉 清三
春日和活花教室いっばいに花材の中のフリージア香る 金子 寿子
雪壁もほぐれゆくらしカサコソり春立つ音のうれしく佇ちぬ 坂本 信子
アザレアの蕾ふくらむ昨日けふ氷柱とけゆく雫の音す 鈴木 時子
冬日和白雪の上のキックゴルフ思ひきり蹴り汗心地よし 田中 香苗
震災後一年過ぎしに今もなほ国の政策目処見えぬまま 寺田 カツ子
仲谷 喜美能

古平俳句会 越野清治選

初音聞く砂糖少なめしモンティ 選者 吟
朝霞岬の荒磯音つれて 春風や闘志は未だ衰へず
練群来残る番屋の跡地かな 春曉や夢覚め船の音軽し
若布刈る押寄す波に乗りながら 花びらの離るるころ確かめず
仲谷 比呂古
耕して地球に急吹き鋤き込みぬ
陽炎と気付かめままに消えにけり
渡 迦 嘉 之
重き荷を降ろして弾む春の山
うたた寝の夢にはだかる春の山
室 谷 弘 子



町長室から 雑感

4月15日、昨年よりは7日遅れてようやく積雪ゼロの日を迎えた。過去10年では平成17年と同じ日となり、翌18年に次ぐ2番目に遅い根雪の収束だが、先日の新聞でも各地の根雪が話題となっていたように、寒さが続いて雪解けが思うように進まなかったのである。ちなみに本町の降雪累計は912cm(昨年度1,122cm)、最大積雪量は188cm(昨年度200cm)ということで寒かったのが解る。

そんな長かった冬にもちやんと春が来て、出来上がったばかりの小学校に通う子供たちの明るい笑顔が心を癒してくれる……3月31日、古平高等学校が63年の歴史に幕を閉じ、高校生の登下校時の姿が見られなくなって寂しさを感じていたのだが……新しい年度が始まり、皆それぞれに様々な思いはあると思うが後ろを向いてはいられない。被災地・東北の皆さんもいま一生懸命前向きに生きていることを、改めて思い起こそう！

古平町長 本間 順司

ご寄付いただき誠にありがとうございました(敬称略)

現金
500,000円 (株)サン設計事務所
代表取締役吉岡潤三(札幌市)
200,000円 田畑 悦子(浜 五)

おたんじょうおめでとう

氏名 生年月日 保護者 町内
よしの 氏名
由野 樹ちゃん 2・29 竜次さん 清住
谷内 羽空ちゃん 3・25 正信さん あげぼの

ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
橋 ツルさん	91歳	3・2	清住
守田 洋興さん	71歳	3・3	れい明の里
小嶋恵美子さん	91歳	3・4	沢江町
田岸 アキさん	82歳	3・13	入船町
田畑 實さん	92歳	3・25	浜五
富本慶三郎さん	87歳	3・30	浜三
工藤 定治さん	78歳	3・30	旭三
佐々木繁雄さん	88歳	4・2	浜三

町の人口と世帯数

	前月比
人口 3,642人	(-17)
男 1,714人	(-9)
女 1,928人	(-8)
世帯数 1,918世帯	(-6)

(平成24年3月末日現在住民基本台帳人口)